

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種を受ける皆様へ

～沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)接種者用～

【肺炎球菌感染症について】

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症をひき起こすことがあります。

【沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の効果】

肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)」はそのうちの20種類の血清型を対象としたワクチンです。この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5割～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

(※)侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

【助成対象者】

接種当日に古賀市に住民票があり、過去に「23 価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン」及び「沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン」の接種を受けたことがない下記の人。

- ①65歳の人（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）。
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（身体障がい者手帳一級程度）がある人。

ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。予防接種を受ける義務はありません。また、ご本人に麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症等がなくて正確な意思の確認が難しい場合は、家族やかかりつけ医によってご本人の接種意思の有無を確認していただく必要があります。確認ができなかった場合は、予防接種法にもとづく接種はできません。

【予防接種を受ける前に】

肺炎球菌の予防接種について、受ける必要があるか、また副反応などについてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受けるまえに担当の医師や看護師、市・町の担当者にお尋ねください。十分に説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。

予診票は、接種医への大切な情報ですので接種を受けるご本人が責任をもって正確に記入してください。

(うら面へつづく)

【予防接種を受けることができない人】

①明らかに発熱のある人

一般的に、接種場所で測定した体温が37.5度以上の人。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の变化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人。

※「アナフィラキシー」とは通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

④その他、医師が、接種が不適當な状況と判断した場合。

【予防接種を受ける前に医師に相談が必要な人】

①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人。

②予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった人。

③過去にけいれんの既往がある人。

④過去に免疫不全の診断をされた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。

⑤ワクチンの成分やジフテリアトキソイドに対してアレルギーを起こすおそれがある人。

⑥血小板減少症、凝固障がい、抗凝固療法を受けている人。

【受けた後の注意事項】

①ワクチンの接種後30分間は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合は、速やかに医師へ連絡してください。

②接種後1週間は副反応の出現の可能性がありますので、この間は体調に注意しましょう。

③注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

④接種当日の激しい運動は控えるようにしてください。

【副反応】

接種後に注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、わずかながら熱がでたり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

【予防接種健康被害救済制度】

副反応の症状が出て心配な場合は、医師（医療機関）の診察を受けてください。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）をなくすことはできないことから、救済制度が設けられており、ワクチンが原因の健康被害と認定された場合には給付があります。

救済制度のより詳しい情報については、右記の
厚生労働省ホームページをご確認ください。



〈お問合せ先〉

古賀市(健康介護課) 電話 092-942-1151